

西梅田地区地下空間避難確保・浸水防止計画

平成18年12月

平成28年 6月改訂

西梅田地下道管理協議会

目 次

第1部 総則	
1 計画の方針	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の修正	1
2 計画の対象範囲	1
(1) 西梅田地区地下空間の範囲	1
(2) 施設名称及び所在地	2
(2) 接続ビル建物概要	2
3 災害の想定	3
(1) 外水氾濫、津波	3
(2) 内水氾濫	4
第2部 応急対策計画	5
1 防災体制	5
(1) 災害対策本部の設置	5
(2) 対策本部等の体制	6
(3) 解散	6
2 任務の内容	7
3 情報収集体制	8
(1) 浸水危険性の把握	8
(2) 利用状況の把握	8
4 情報伝達体制	9
5 警戒活動	10
(1) 警戒配備体制(内水氾濫時)	10
(2) 警戒配備体制(外水氾濫時)	11
(3) 警戒配備体制(津波時)	12
6 避難誘導	13
(1) 避難の原則	13
(2) 避難時期	13
(3) 発令時の行動	13
(4) 避難経路	13
(5) 誘導方法及び留意事項	13
(6) 来街者・従業員等に対する放送及び案内の内容	13
第3部 避難安全対策施設整備計画	15
第4部 防災教育・訓練の計画	16
1 防災教育の計画	15
2 施設点検計画	16

(2) 施設名称及び所在地

施設名称	所在地
西梅田地下歩行者道路	大阪市北区梅田2丁目、3丁目の内
ハービスENT	大阪市北区梅田2丁目2-22
ハービスOSAKA	大阪市北区梅田2丁目5-25
パシフィックマークス西梅田	大阪市北区梅田2丁目6-20
大阪モード学園・HAL大阪	大阪市北区梅田3丁目3-2
ハートンホテル西梅田	大阪市北区梅田3丁目3-55
大和ハウス大阪ビル	大阪市北区梅田3丁目3-5
梅田ダイビル	大阪市北区梅田3丁目3-10
マルイト西梅田ビル	大阪市北区梅田3丁目3-45
明治安田生命大阪梅田ビル	大阪市北区梅田3丁目3-20
健保連大阪中央病院	大阪市北区梅田3丁目3-30
毎日新聞ビル	大阪市北区梅田3丁目4-5
ヒルトンプラザウエスト	大阪市北区梅田2丁目2-2
ブリーゼタワー	大阪市北区梅田2丁目4-9

(3) 接続ビル建物概要

施設名称	出入口数	地下階	地上階
ハービスENT	3	4	28
ハービスOSAKA	4	5	40
パシフィックマークス西梅田	1	3	18
大阪モード学園・HAL大阪	1	3	21
ハートンホテル西梅田	0	3	18
大和ハウス大阪ビル	1	3	23
梅田ダイビル	1	3	23
マルイト西梅田ビル	1	2	14
明治安田生命大阪梅田ビル	3	2	30
健保連大阪中央病院	1	2	13
毎日新聞ビル	1	6	16
ヒルトンプラザウエスト	1	4	20
ブリーゼタワー	1	3	34

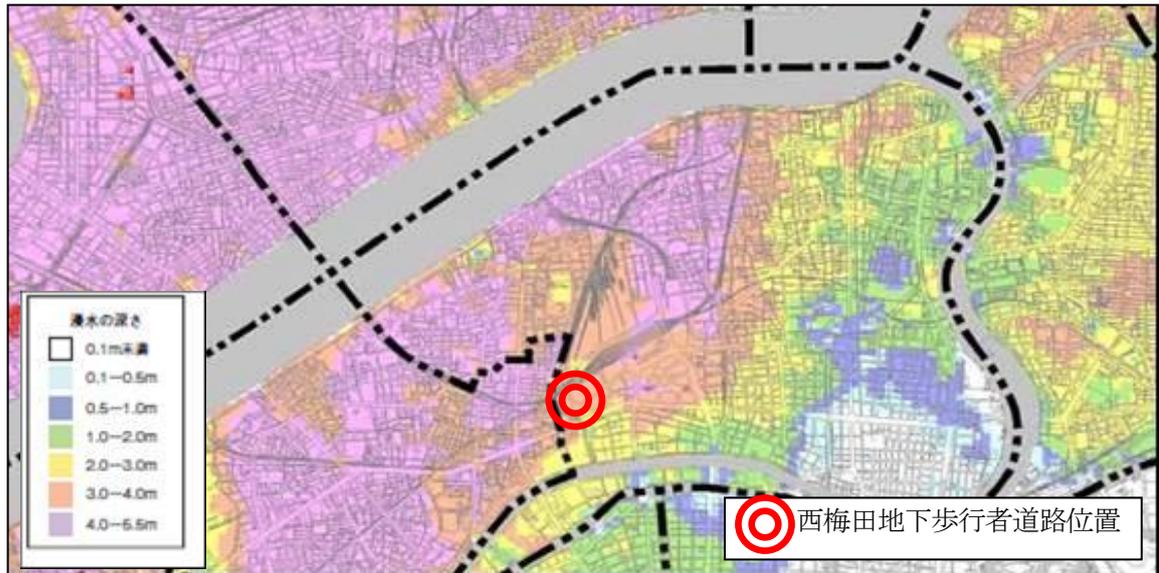
3 災害の想定

(1) 外水氾濫、津波

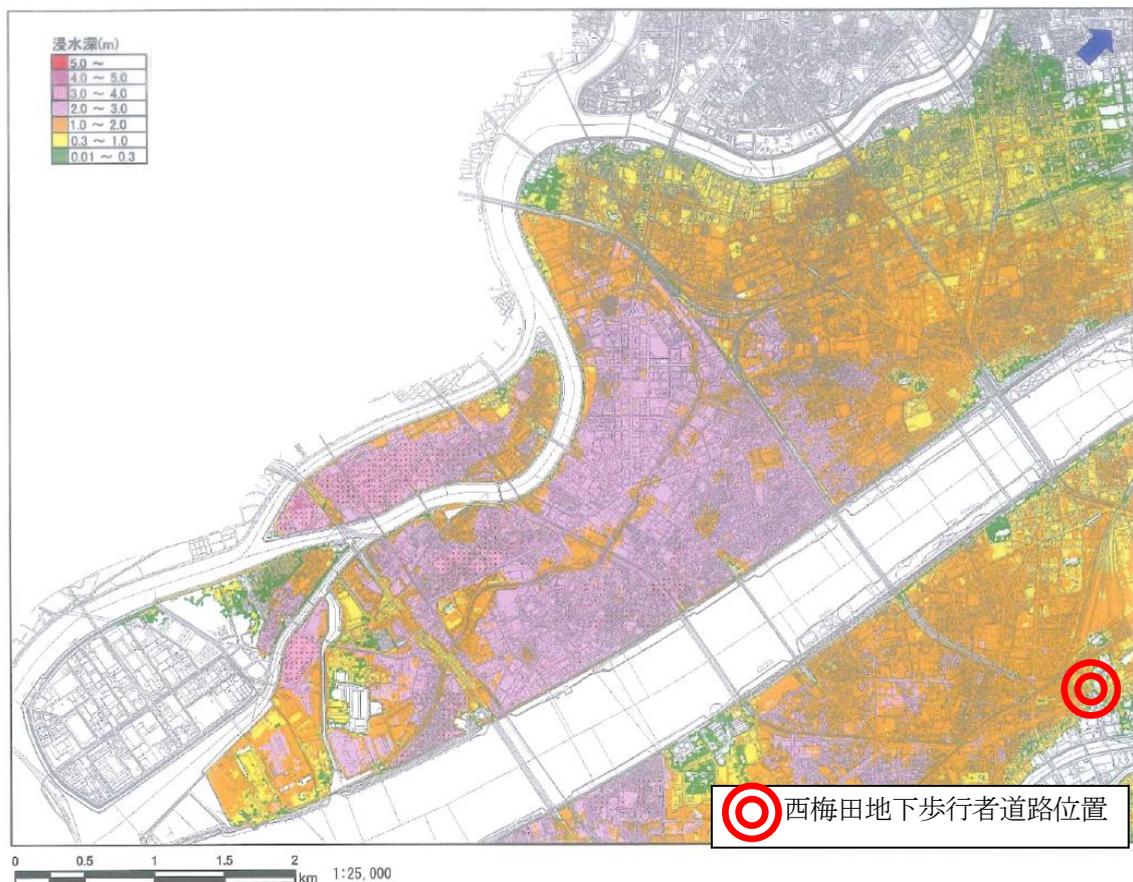
本計画で対象とする災害は、淀川の外水氾濫及び南海トラフを震源とする地震発生による津波災害とする。淀川外水氾濫の浸水想定については、平成14年6月に国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が指定・公表した浸水想定区域を基本とし、津波災害については、平成25年8月に大阪府が公表した南海トラフ巨大地震による大阪府域の津波浸水想定による。

浸水想定区域図を次に示す。

(淀川外水氾濫浸水想定区域図)



(南海トラフ地震による津波浸水想定図)



(2) 内水氾濫

短時間の集中豪雨等による内水氾濫による被害を想定する。

(内水浸水想定区域図)



第2部 応急対策計画

1 防災体制

(1) 災害対策本部(自衛水防組織)の設置

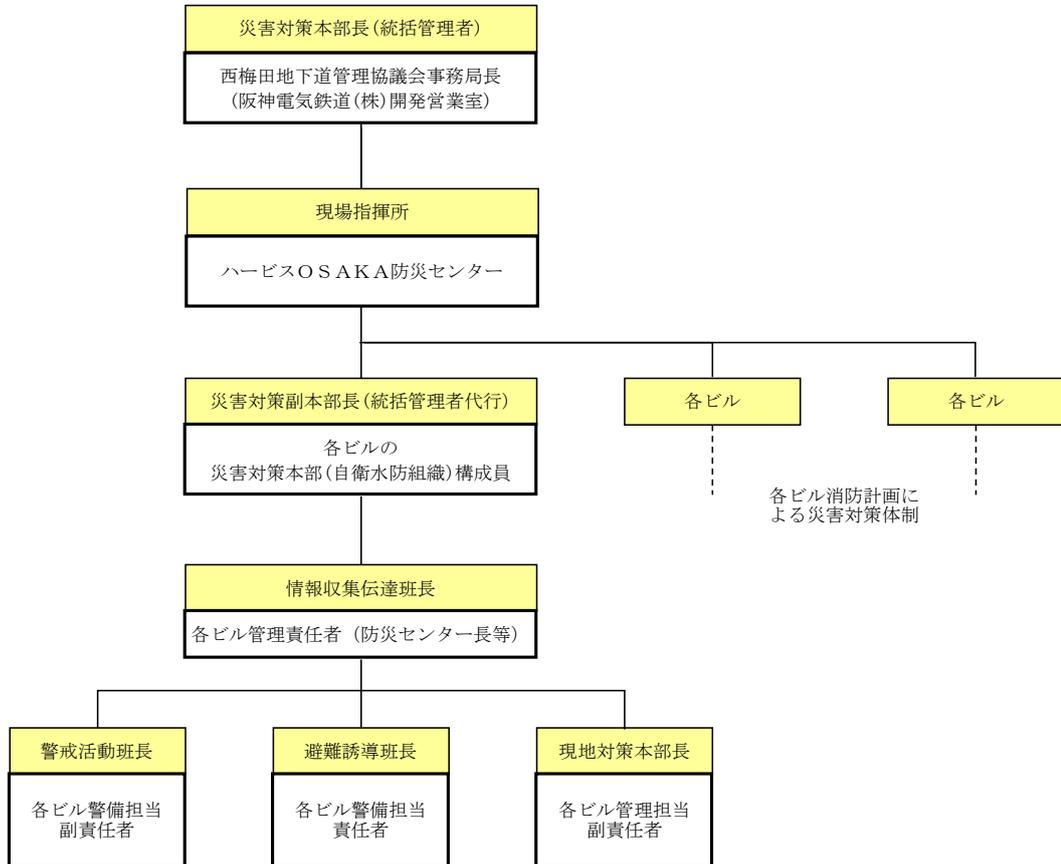
本部の設置は、西梅田地下歩行者道路及びこれに隣接するビルに水害もしくは津波による被害が発生、あるいは発生するおそれがある場合、または近畿地方整備局から洪水予報が発表された場合、災害対策本部(自衛水防組織)構成員で協議し必要に応じて設置する。なお、災害対策本部(自衛水防組織)構成は次のとおりとする。

災害対策本部(自衛水防組織)構成	
会社名	ビル名
阪神電気鉄道(株)	(ハービスOSAKA、ハービスENT)
三井不動産ビルマネジメント(株)	(パシフィックマークス西梅田)
学校法人モード学園	(大阪モード学園・HAL大阪)
清栄産業(株)	(ハートンホテル西梅田)
大和ハウス工業(株)	(大和ハウス大阪ビル)
ダイビル(株)	(梅田ダイビル)
マルイト(株)	(マルイト西梅田ビル)
明治安田ビルマネジメント(株)	(明治安田生命大阪梅田ビル)
健康保険組合連合会	(大阪中央病院)
(株)毎日新聞社	(毎日新聞ビル)
第二吉本ビルディング(株)	(ヒルトンプラザウエスト)
(株)サンケイビル	(ブリーゼタワー)

(2) 対策本部等の体制

地下道利用者に災害の危険が認められる場合は、避難の確保及び浸水防止を図るため、本部長の指示により災害対策本部(自衛水防組織)を設置する。

災害対策本部(自衛水防組織)は、西梅田地下道管理協議会事務局(阪神電気鉄道株開発営業室)に、現場指揮所はハービスOSAKA防災センター内に設置する。また、各ビルではそれぞれ自ビルの消防計画に基づく災害対策体制(自衛水防体制)を確立するものとする。



- ①災害対策本部(自衛水防組織)に統括管理者を置く。
- ②統括管理者は災害対策本部(自衛水防組織)の本部長とする。
- ③統括管理者は、災害対策本部(自衛水防組織)の機能が有効に発揮できるように組織を統轄する。
- ④災害対策本部(自衛水防組織)に、情報収集伝達班、現地対策班、警戒活動班、避難誘導班を置く。

(3) 解散

災害の危険が解消されたと認められたとき、あるいは災害の発生による応急対策が完了したと認められたときに、本部長の指示により解散する。

2 任務の内容

災害対策本部(自衛水防組織)の任務は次のとおりとする。ただし、各ビル内における避難誘導・警戒活動・救護活動については、各ビルの消防計画に基づき任務を遂行するものとする。

災害対策(自衛水防組織)任務表	
組織	任務
災害対策本部長 (統括管理者)	情報収集・伝達・警戒活動・避難勧告・指示、誘導などの判断
災害対策副本部長 (統括管理者代行)	本部長の補佐、本部業務の管理、検査
情報収集伝達班	<input type="checkbox"/> 各種情報収集伝達の拠点
	<input type="checkbox"/> 気象、洪水情報の収集伝達
	<input type="checkbox"/> 関係機関への情報連絡
	<input type="checkbox"/> 館内放送による情報連絡
	<input type="checkbox"/> 報道機関対応、その他広報全般
	<input type="checkbox"/> 建設会社などへの応援要請の連絡
	<input type="checkbox"/> 隣接地下道管理者との情報連絡
	<input type="checkbox"/> 休日、夜間の緊急連絡
	<input type="checkbox"/> 他の部への応援連絡
現地対策班	<input type="checkbox"/> 現地対策の総合指揮
	<input type="checkbox"/> 現地状況の情報伝達班への連絡
	<input type="checkbox"/> 水害現場の写真撮影
	<input type="checkbox"/> 応援者などの現地対応
警戒活動班	<input type="checkbox"/> 動員計画(社員の非常呼び出しを含む)
	<input type="checkbox"/> 店舗への浸水及び漏水処置
	<input type="checkbox"/> 水防用資器材の準備
	<input type="checkbox"/> 被害発生予想箇所の巡回調査
	<input type="checkbox"/> 電気施設、機械施設、排水ポンプの点検と処置
	<input type="checkbox"/> 排水溝の点検と処置
	<input type="checkbox"/> 地上施設の点検と処置
	<input type="checkbox"/> 被害発生箇所の応急処置
	<input type="checkbox"/> 駐車場の営業時間変更及び閉鎖等の検討
	<input type="checkbox"/> 管理シャッター開閉の検討
避難誘導班	<input type="checkbox"/> 利用者の誘導
	<input type="checkbox"/> 利用者への口頭連絡
	<input type="checkbox"/> 災害要援護者の介助など
	<input type="checkbox"/> 営業時間等の変更及びテナントへの連絡

注：()は、自衛水防組織を示す。

3 情報収集体制

防災センターの勤務者は、下記の手法により情報を収集する。

(1) 浸水危険性の把握

次により随時、気象情報、河川情報、避難状況の情報を把握する。

- 避難勧告については、危機管理室より、FAXでハービスOSAKA防災センターに伝達されるので、これにより確認し、各連絡ビル防災センターに情報の伝達を行うものとする。
- 洪水予報については、建設局より、FAXでハービスOSAKA防災センターに伝達されるので、これにより確認し、各連絡ビル防災センターに情報の伝達を行うものとする。
- 津波災害による避難指示については、危機管理室より、エリアメール等で伝達されるので、これにより確認し、各連絡ビル防災センターに情報の伝達を行うものとする。
- 浸水危険については、情報に基づき道路の冠水状態等巡回を行い、目視により浸水危険を判断する。
- テレビ、ラジオにより情報を確認する。
- 防災情報については、関係機関が開設するインターネットホームページなどにより情報を収集する。

○広域防災情報

(気象注警報・台風・地震・津波やライフライン情報、災害発生時の被害・避難情報等)
大阪市・・・「おおさか防災ネット」

ホームページアドレス

[<http://www.osaka-bousai.net/osaka/>]

○気象情報

大阪市建設局・・・「大阪市降雨情報」

ホームページアドレス

[<http://www.ame.city.osaka.lg.jp/pweb/>]

○気象情報・河川情報・地震津波情報等

気象庁・・・「防災気象情報」

ホームページアドレス

[<http://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html>]

国土交通省・・・「防災情報提供センター」

ホームページアドレス

[<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>]

国土交通省・・・「川の防災情報(水位情報)」

ホームページアドレス

[<http://www.river.go.jp/>]

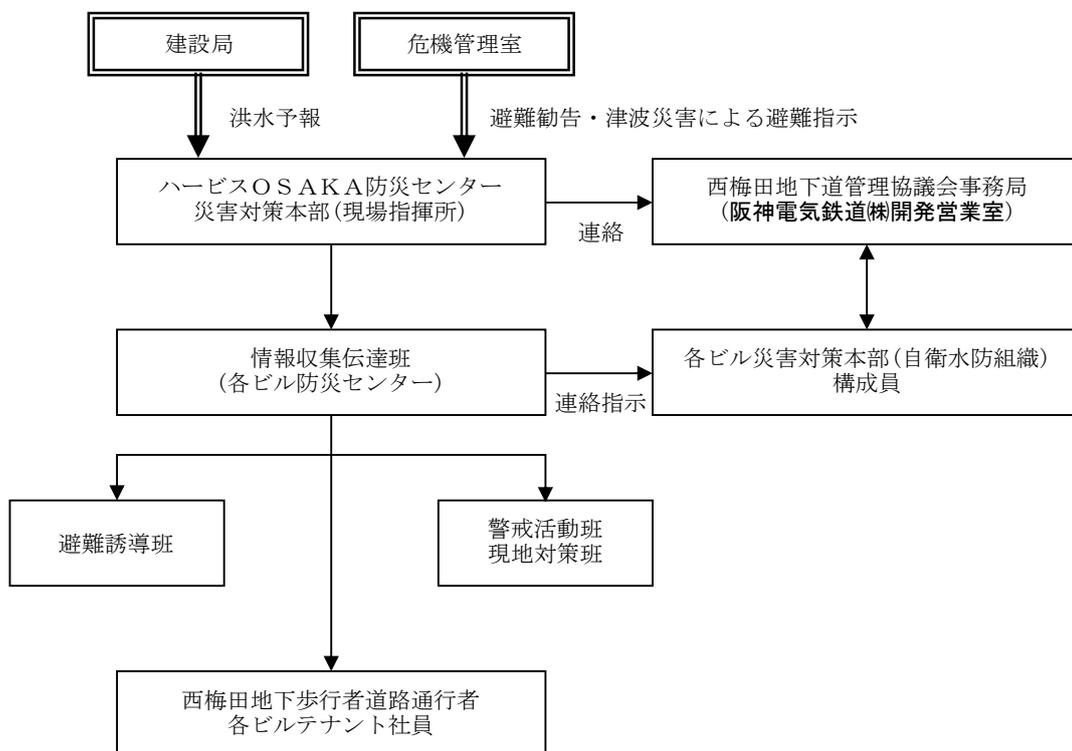
(2) 利用状況の把握

次により随時、建物内外部の状況を把握する。

- CCTVのモニターにより確認する。(防災センター)
- 防災センター員による巡回により確認する。

4 情報伝達体制

大阪市建設局及び危機管理室からの連絡については、下記フローに基づき、確実に情報伝達を行う。



5 警戒活動

(1) 警戒配備体制(内水氾濫時)

地下道への浸水を防止するため、通常業務の一部もしくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により次の三段階とする。

警戒配備表			
配備	態勢	発令時間	配備人員
第1	注意	大阪管区気象台から大阪市に大雨警報、洪水警報のどちらかが発表された場合	防災センター ＋警戒活動班
第2	警戒	水害の発生のおそれがある場合	防災センター ＋警戒活動班＋その他
第3	非常	避難勧告等が発令され、大阪市北区で浸水被害等で甚大な被害が発生した場合で関係機関に応援要請が必要な場合	全員

警戒活動内容		
態勢	現場指揮所(ハビース OSAKA 防災センター)の対応	各ビルの対応
注意	<p>【勤務時間内】 防災センター＋警戒活動班が中心となり資器材の点検及び準備を行うとともに各ビルに連絡する。 土嚢、防水板等を活用して、浸水予想箇所への対応を図る。現地指揮所は各ビルからの情報収集活動を適宜実施すること。監視カメラのモニター画面で地上部を監視できるものは、地上に固定し、降雨状況等を随時情報収集する。</p> <p>【夜間・休日】 現地指揮所長(ハビース OSAKA 防災センター長)は警戒活動班、避難誘導班、現地対策班の各班長に状況を連絡する。</p>	<p>現地指揮所からの連絡があれば、資器材の点検準備を行うとともに土嚢、防水板等で浸水予想箇所の対応を図る。監視カメラ、巡回等により情報収集を行い、適宜現地指揮所に情報連絡を行う。</p> <p>夜間、休日に本部から連絡があった時は、直ちに関係者に連絡をする。</p>
警戒	<p>【勤務時間内】 全員が対応し、テナント社員にも協力を要請する。 出入口などに土嚢や防水板を設置するとともに、水防資器材を活用し防水作業にあたる。 各浸水箇所の水防作業に当たる責任者は、浸水状況、水防作業状況、作業人員等について本部に報告する。 主要な出入口には、随時監視員を配置し道路側溝の流水状況等を監視し、その状況を随時対策本部に報告する。</p> <p>【夜間・休日】 情報収集班長等は、非常呼び出し一覧表に基づき関係者に浸水被害の状況を連絡する。 連絡をうけた者は、勤めて参集すること。</p>	<p>各テナント社員にも水防作業について、協力を要請する。 浸水(漏水)の発生しているテナントの営業継続の可否については店長等責任者の判断にゆだねることとする。</p>
非常	<p>【勤務時間内】 全員及びテナント社員の協力のもとに、次の作業を実施する。 来街者には、非常放送により安全な一時避難場所への避難を指示。避難場所については、各ビルの1階以上とする。</p> <p>【夜間・休日】 警戒態勢時に連絡を受けた関係者はもとよりその他必要と認められる関係者には、参集を指示する。</p>	<p>営業時間中に非常態勢が発令された場合は、その時点をもって全店閉店とする。</p>

(2) 警戒配備体制(外水氾濫時)

地下道への浸水を防止するため、通常業務の一部もしくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により次の三段階とする。

警戒配備表			
配備	態勢	発令時間	配備人員
第1	注意	大阪管区気象台から大阪市に大雨警報、洪水警報のどちらかが発表された場合	防災センター ＋警戒活動班
第2	警戒	大阪管区気象台から大雨特別警報または河川管理者から洪水予報(氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報)が発表され、水害の発生のおそれがある場合	防災センター ＋警戒活動班＋その他
第3	非常	避難勧告等が発令され、大阪市北区で浸水被害、または洪水氾濫等で甚大な被害が発生した場合で関係機関に応援要請が必要な場合	全員

警戒活動内容		
態勢	現場指揮所(ハビース OSAKA 防災センター)の対応	各ビルの対応
注意	<p>【勤務時間内】</p> <p>防災センター＋警戒活動班が中心となり資器材の点検及び準備を行うとともに各ビルに連絡する。</p> <p>土嚢、防水板等を活用して、浸水予想箇所への対応を図る。</p> <p>現地指揮所は各ビルからの情報収集活動を適宜実施すること。監視カメラのモニター画面で地上部を監視できるものは、地上に固定し、降雨状況等を随時情報収集する。</p> <p>【夜間・休日】</p> <p>現地指揮所長(ハビース OSAKA 防災センター長)は警戒活動班、避難誘導班、現地対策班の各班長に状況を連絡する。</p>	<p>現地指揮所からの連絡があれば、資器材の点検準備を行うとともに土嚢、防水板等で浸水予想箇所の対応を図る。監視カメラ、巡回等により情報収集を行い、適宜現地指揮所に情報連絡を行う。</p> <p>夜間、休日に本部から連絡があった時は、直ちに関係者に連絡をする。</p>
警戒	<p>【勤務時間内】</p> <p>全員が対応し、テナント社員にも協力を要請する。</p> <p>出入り口などに土嚢や防水板を設置するとともに、水防資器材を活用し防水作業にあたる。</p> <p>各浸水箇所の水防作業に当たる責任者は、浸水状況、水防作業状況、作業人員等について本部に報告する。</p> <p>主要な出入口には、随時監視員を配置し道路側溝の流水状況等を監視し、その状況を随時対策本部に報告する。</p> <p>【夜間・休日】</p> <p>情報収集班長等は、非常呼び出し一覧表に基づき関係者に浸水被害の状況を連絡する。</p> <p>連絡をうけた者は、勤めて参集すること。</p>	<p>各テナント社員にも水防作業について、協力を要請する。</p> <p>浸水(漏水)の発生しているテナントの営業継続の可否については店長等責任者の判断にゆだねることとする。</p>
非常	<p>【勤務時間内】</p> <p>全員及びテナント社員の協力のもとに、次の作業を実施する。</p> <p>来街者には、非常放送により安全な一時避難場所への避難を指示。避難場所については、各ビルの3階相当以上とする(1階の階高が5.5m以上であれば、2階も避難可能)。</p> <p>【夜間・休日】</p> <p>警戒態勢時に連絡を受けた関係者はもとよりその他必要と認められる関係者には、参集を指示する。</p>	<p>営業時間中に非常態勢が発令された場合は、その時点をもって全店閉店とする。</p>

(3) 警戒配備体制(津波時)

地下道利用者の安全を確保するため、通常業務の一部もしくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により次の三段階とする。

警戒配備表			
配備	態勢	発令時間	配備人員
第1	注意	大阪管区気象台から地震発生により、大阪湾沿岸に津波注意報が発表された場合	防災センター ＋警戒活動班
第2	警戒	津波警報が発表され、警戒態勢が必要な場合	防災センター ＋警戒活動班＋その他
第3	非常	津波警報または大津波警報が発表され、非常態勢が必要な場合	全員

警戒活動内容		
態勢	現場指揮所(ハビース OSAKA 防災センター)の対応	各ビルの対応
注意	<p>【勤務時間内】</p> <p>防災センター＋警戒活動班が中心となり資器材の点検及び準備を行うとともに各ビルに連絡する。</p> <p>【夜間・休日】</p> <p>現地指揮所長(ハビース OSAKA 防災センター長)は警戒活動班、避難誘導班、現地対策班の各班長に状況を連絡する。</p>	<p>現地指揮所からの連絡があれば、資器材の点検準備を行うとともに土嚢、防水板等で浸水予想箇所の対応を図る。監視カメラ、巡回等により情報収集を行い、適宜現地指揮所に情報連絡を行う。</p> <p>夜間、休日に本部から連絡があった時は、直ちに関係者に連絡をする。</p>
警戒	<p>【勤務時間内】</p> <p>全員が対応し、テナント社員にも協力を要請する。防災センターは、非常放送にて地震発生状況と津波情報を伝えるとともに、各ビルに連絡する。</p> <p>【夜間・休日】</p> <p>連絡をうけた者は、勤めて参集すること。</p>	<p>地震津波情報を在館者に伝える。</p>
非常	<p>【勤務時間内】</p> <p>全員が対応し、テナント社員にも協力を要請する。防災センターは、非常放送にて来街者を接続ビルの2階相当以上に避難させる。</p> <p>【夜間・休日】</p> <p>警戒態勢時に連絡を受けた関係者はもとよりその他必要と認められる関係者には、参集を指示する。</p>	<p>営業時間中に非常態勢が発令された場合は、その時点をもって全店閉店とする。</p>

6 避難誘導

(1) 避難の原則

- ①周辺道路が冠水し、出入り口や接続地下歩道等から多量の雨水の流入が予測される時、または、流入したときには来街者の避難を最優先させなければならない。
当地区では、浸水に対して安全な場所として、内水氾濫の場合「接続ビルの1階以上」、外水氾濫の場合「接続ビルの3階相当以上」を設定し、来街者の誘導を行う。
- ②地震による津波災害にあつては、速やかに来街者を接続ビルの2階相当以上に避難誘導する。

(2) 避難時期

非常態勢発令又は市から避難勧告が発令された場合に、非常放送により従業員、来街者に避難を指示する。

(3) 発令時の行動

担当	行動内容
防災センター	<ul style="list-style-type: none"> * 館内放送により避難の呼びかけを行う。 * エレベーターやエスカレーター停止の呼びかけを行う。 * 災害状況の案内を行う。
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> * 各エレベーターやエスカレーター前に担当者を配置する。 * 口頭により、他の従業員やテナントスタッフに対応を促す。 * 現地誘導の指揮を執る。
その他の従業員	<ul style="list-style-type: none"> * 担当者は火元閉鎖を行う。 * 担当者はレジ管理を行う。 * 自店舗のシャッター等を閉める。 * 避難誘導班の指示に従い活動を行う。

(4) 避難経路

避難経路については、各ビルの消防計画に明記されている計画に準ずる。

(5) 誘導方法及び留意事項

誘導方法及び留意事項については、各ビルの消防計画に明記されている計画に準ずる。

(6) 来街者・従業員等に対する放送及び案内の内容

- ・台風：浸水のおそれがあるとき(内水氾濫時)

館内放送内容
台風〇〇号の影響により、周辺道路の水かさが増して店内に侵入するおそれがあります。お買い物中のお客様には大変ご迷惑ですが、係員の指示に従い速やかに避難していただくようお願いいたします。
連絡地下道および地上外部は大変危険となっていますので、当ビル内の階段により避難してください。なお、エレベーター・エスカレーターは停止をいたしますのでご使用をお控えください。
避難に当たっては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。また、避難に当たり援護が必要な方、および、避難に当たり援護が必要な方をお見かけした方はお近くの係員にお伝えください。

現地案内内容
避難先は当ビルの1階以上(地下歩行者道路の歩行者には、最寄りの接続ビルの1階以上)となっております。大変危険ですので階段を使って避難してください。
エレベーター・エスカレーターは停止をいたしますので、使用をお控えください。
連絡地下道は、大変危険となっていますので、使用をお控えください。
地上外部は、大変危険となっていますので、避難をお控えください。
避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら、最寄りの係員までお申し出ください。

・河川水位上昇：避難勧告が発令されているとき(外水氾濫時)

館内放送内容
現在、淀川の河川水位が上昇しているに伴い、大阪市から避難勧告が発令されております。お買い物中のお客様には大変ご迷惑ですが、係員の指示に従い速やかに避難していただくようお願いいたします。
連絡地下道および地上外部は大変危険となっておりますので、当ビル内の階段により避難してください。なお、エレベーター・エスカレーターは停止をいたしますのでご使用をお控えください。
避難に当たっては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。また、避難に当たり援護が必要な方、および、避難に当たり援護が必要な方をお見かけした方はお近くの係員にお伝えください。

現地案内内容
避難先は当ビルの3階以上（地下歩行者道路の歩行者には、最寄りの接続ビルの3階以上）となっております。大変危険ですので階段を使って避難してください。
エレベーター・エスカレーターは停止をいたしますので、使用をお控えください。
連絡地下道は、大変危険となっておりますので、使用をお控えください。
地上外部は、大変危険となっておりますので、避難をお控えください。
避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら、最寄りの係員までお申し出ください。

・津波：避難指示が発令されているとき

館内放送内容
南海トラフ巨大地震が発生し、大津波警報が発表されております。お買い物中のお客様には大変ご迷惑ですが、係員の指示に従い速やかに避難していただくようお願いいたします。
連絡地下道および地上外部は大変危険となっておりますので、当ビル内の階段により避難してください。なお、エレベーター・エスカレーターは停止をいたしますのでご使用をお控えください。
避難に当たっては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。また、避難に当たり援護が必要な方、および、避難に当たり援護が必要な方をお見かけした方はお近くの係員にお伝えください。

現地案内内容
避難先は当ビルの2階以上（地下歩行者道路の歩行者には、最寄りの接続ビルの2階以上）となっております。大変危険ですので階段を使って避難してください。
エレベーター・エスカレーターは停止をいたしますので、使用をお控えください。
連絡地下道は、大変危険となっておりますので、使用をお控えください。
地上外部は、大変危険となっておりますので、避難をお控えください。
避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら、最寄りの係員までお申し出ください。

第3部 避難安全対策施設整備計画

地下歩行者道路及び接続ビルの各出入口については、少なくとも、内水氾濫による浸水を防止するための防水板等の施設を整備する。

第4部 防災教育・訓練の計画

1 防災教育の計画

「自らの命は自らで守る」「自らの地域は自らで守る」そのために、社員やテナント従業員、利用者が平素から備えるべきこと、関係機関が分担・協力して実施すべき災害対策、地下空間における高齢者や身体の不自由な方などの援護を要する者への助け合い精神を重点とした防災教育を実施し、自主防災への積極的な取り組みの啓発を図る。

防災教育の内容は、次によるものとする。

- ・避難確保・浸水防止計画の周知徹底。
- ・防災体制(水防体制)の周知徹底。
- ・災害等に関する事項の周知徹底。
- ・その他防災管理上必要な事項。

防災教育・訓練の実施は次による。

防災教育・訓練基本スケジュール			
区分	実施月	実施要領等	備考
防火防災管理業務に従事する者	6月	「情報伝達体制」に基づく情報伝達訓練を行う。	災害対策本部の構成員
従業員・テナント社員	年2回	消防訓練防災訓練に併行して、避難誘導訓練(防災に関する教育も含む)を実施する。	各ビル毎にて行う。
防災センター要員(保安員)教育	別途	大阪市消防局の実施する自衛消防業務講習を受講させる。	

※：毎年6月に行う災害対策本部の全構成員を対象とした訓練に先立ち、防潮パネル設置場所・保管場所の確認及び設置訓練を実施する。

※：実施月は上記を目安に、年1回実施する。

2 施設点検計画

防災センター及び警戒活動班員は、実地訓練前に浸水防止の施設、水防資器材の点検を行う。

附則

平成18年12月 「西梅田地区地下空間避難確保計画」の策定
改訂、平成28年6月1日（「西梅田地区地下空間避難確保・浸水防止計画」に名称変更）